武雄市教育委員会 文化財係に包蔵地(遺跡)の有無を 問い合せてから、提出してください。

■■■第■■■号

令和■■年■■月■■日

佐賀県知事 様

住 所 ■■県■■市■■町■■番地

企業の場合は、代表の 方の「役職名」「氏名」

- 氏名等 ■■■■ いずれかを選択

捺印されてないものは無効

埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のために発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和

25年法律第214号)の規定により、下記のとおり[届出・通知] します。

記 「届出」の場合は「93条」に、「通知」の場合は「94条」にO いずれかを選択。民間企業・個人の場合は「届出」を、行 93条第1項・94条1項(○で囲む) 政機関の場合は「通知」に〇 所 在 地 佐賀県武雄市■■町大字■■字■■ ■■番地・■■番地 ✓ すべて記入する。記入しきれ 丽 積 ■■■ m² — ない場合は別紙をつける ┐ 開発対象面積 (外■名) 十地所有者 氏名等:■■■■ 住 所:■■県■■市■■町大字■■字■■ 遺跡の種類 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の遺跡(遺跡に関 その他の墓 生産遺跡 することが 遺跡の名称 ■遺跡 員数 不明な場 遺跡の現状 宅地 畑地 山林 道路 荒蕪地 水田 原野 その他(合は空白 弥生 奈良 遺跡の時代旧石器 縄文 古墳 平安 中世 その他(近世 道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建物(宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 5 工事の目的 観光開発 遺跡整備 その他の開発(地下に影響する事柄を中 心に具体的に記入する √例)丘陵を掘削し宅地造成した後、150㎡の敷地内に木造2階建住宅を建築し、駐 車場を設置する。基礎は幅30cm、深さ30cmのベタ基礎とし、(工事の概要 本書類の届出者と同一である 合併浄化槽を設置する。 こと。工事請負者ではなく、直 工事主体者 氏名等:■■■■ 接の事業主、受益者を記入 住 所:■■県■■市■■町■■番地 7 施工責任者 氏 名: (株) ■■建設 代表取締役 決定していない場合は未定と記入 住 所:■■県■■市■■町■■番地 9 終了予定時期 令和■■年■■月■■日 ~ 8 着手予定時期 令和■■年■■月■,■日 9 参考事項 ■月上旬や■月中といった

※ 指導事項 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他(

注 ※の欄は記入しないでください。

■月上旬や■月中といった あいまいな表現はしない。あ くまで予定でかまわないの で年月日を記入 ●添付資料:付近見取図(開発予定地の位置図。管内地図、ゼンリン地図、字図等)

配置図(敷地のどの位置に建物を建てるのかを示した図)

平面図(各階ごとの間取り図。1階と地下室は必ず添付してください)

断面図 (建物を縦に切った時の切り口図)

基礎伏図(1階の床を剥がして、上から見た基礎の状態を表した図)

※図面の大きさは基本A3版またはA4版

ただし、表示されているスケール表示と図面上のスケールが一致すること。 (図面をA3版またはA4版に併せて縮尺した結果、S=1/100と表示してあっても、図面をスケールで測るとS=1/200なっているなど、ないようにお願いします。)

●提出部数:届出・通知 2部(1部はコピーでも可)

図面 2部(県教育委員会への提出用と市教育委員会保管用)

●提出先:武雄市教育委員会 文化課 文化財係

 $\pm 843 - 8639$

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

TEL: 0954-23-9181 FAX: 0954-23-7585

E-mail: bunka@city.takeo.lg.jp